

第3編

まちの現状・課題、 市民の想い

- 1 計画の視点・策定体制
- 2 本市の現状と社会情勢
- 3 市民の想い
- 4 第1次計画(後期基本計画)の進捗
- 5 まちづくりの主要課題

1 計画の視点・策定体制

(1) 計画の視点

視点1

市民参画によるまちづくり

まちづくりの主役である市民、地域、関係団体、企業が参画・協働し、まちづくりの気運醸成と人材育成につながるまちづくりを推進します。

視点2

市民ニーズと時代の変化を踏まえた戦略的なまちづくり

市民ニーズ等を的確に捉えた上で、これからの時代潮流を積極的に取り入れ、地域資源を最大限に活用する戦略性を持つまちづくりを推進します。

視点3

SDGs (持続可能な開発目標) につながるまちづくり

市民の健康、質の高い教育、自然との共生、持続的な経済成長等を実現し、国際目標であるSDGs (持続可能な開発目標) につながるまちづくりを推進します。

視点4

目標の共有と改善の可能なまちづくり

第1次計画で導入した目標の可視化と定期的な検証及び改善の行政マネジメント手法を発展させ、目標の共有、成果の検証と改善を可能にするまちづくりを推進します。

視点5

実現性・実効性を備えたまちづくり

長期的な財政状況を想定し、施策の実現性及び事業の実効性を備えたまちづくりを推進します。

SDGs (持続可能な開発目標 エスディージーズ)

SDGs (持続可能な開発目標 エスディージーズ)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030年)までに達成すべき国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念に17のゴール(目標)で構成されており、世界の国々で取組みが進められています。

我が国は平成28年(2016年)12月に「SDGs実施指針」を策定し、国、地方自治体、企業、市民による幅広い連携とともに、地方自治体の各種計画への最大限の反映を奨励しています。

▶ SDGs (持続可能な開発目標) 17のゴール (出典:外務省)



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する。



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16. 平和と公正をすべての人に

平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



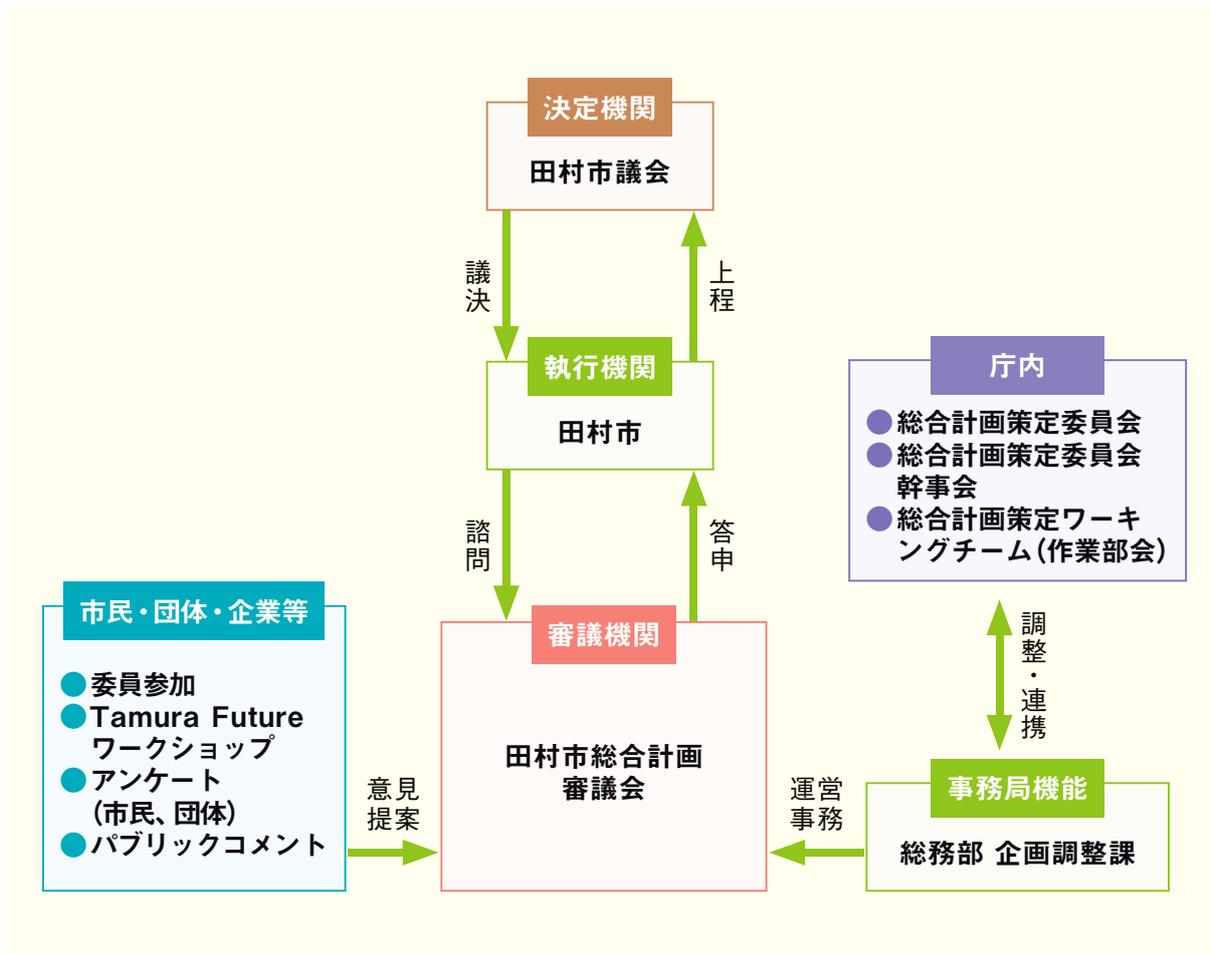
カラーホイール

17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

(2) 計画策定体制

本計画は、市民、地域、関係団体、企業及び市議会等により、多様かつ専門的な視点と知見を踏まえて策定します。

▶ 計画策定体制



▶ 計画策定の各主体の役割

田村市議会	田村市議会基本条例第12条に基づき、市長が議案として提出した総合計画案を審議し、議決しました。
田村市 総合計画審議会	田村市総合計画審議会条例に基づき、学識経験者、各種団体の代表者、市政に関心を持つ市民(公募)で構成され、市長の諮問に応じ、総合計画案の策定、その他の必要事項について調査審議し、その結果を答申しました。
市民・団体・ 企業等	<ul style="list-style-type: none">■ Tamura Future ワークショップ 幅広い世代の市民等が将来のまちづくりについて話しあうワークショップを開催し、まちづくりに主体的に関わる気運醸成とともに、市民目線の意見等を計画に反映しました。■ 市民アンケート 18歳以上の市民(市内在住) 2,000人を対象にアンケートを実施し、まちづくりに対する意識醸成を図るとともに、市政への満足度、施策の重要度、まちづくりへの意見等を計画に反映しました。■ 団体アンケート 市内で活動する主な団体(20団体)を対象にアンケートを実施し、幅広い分野における専門的・実践的な意見・アイデア等を計画に反映しました。■ パブリックコメント(意見公募) 計画(案)について市民から幅広い意見を求め、寄せられた意見や要望等を計画に反映しました。
行政	<ul style="list-style-type: none">■ 総合計画策定委員会 副市長、部長、議会事務局長、教育委員会教育部長、行政局長及び会計管理者の職員で構成し、計画策定における重要事項等を審議しました。■ 総合計画策定委員会幹事会 課長級職員で構成し、総合計画策定委員会への付議前に計画策定における重要事項等を検討しました。■ 総合計画策定ワーキングチーム(作業部会) 若手職員で構成し、市民ワークショップ等への参加を通じて得た市民意見を踏まえ、計画骨子等を検討しました。